

頁	章	新（令和7年3月）	旧（令和5年1月）																																										
表紙		<u>令和7年3月</u>	令和5年1月																																										
11	6	イ 建築工事における増加費用の積算 「建築工事積算要領（横浜市建築局）」によるものとします。 工事の一時中止に伴い、直接工事費及び共通費について、増加費用を設計変更する場合は、「 <u>公共建築工事積算基準等資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課）</u> 」を適用します。	イ 建築工事における増加費用の積算 「建築工事積算要領（横浜市建築局）」によるものとします。 工事の一時中止に伴い、直接工事費及び共通費について、増加費用を設計変更する場合は、「 <u>工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱について</u> 」（昭和57年3月29日付け国土交通省技調発第116号）を適用します。																																										
12	8	また、工事の全部を一時中止し、「一時中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書」において、現場代理人を必要としないことを横浜市が承諾した場合は、当該中止期間に限り常駐を要しない取扱いとすることとします。なお、現場代理人の常駐義務の緩和措置については、 <u>市ホームページ『ヨコハマ・入札のとびら』</u> を参照してください。	また、工事の全部を一時中止し、「一時中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書」において、現場代理人を必要としないことを横浜市が承諾した場合は、当該中止期間に限り常駐を要しない取扱いとすることとします。なお、現場代理人の常駐義務の緩和措置については、 <u>下記ホームページ</u> を参照してください。 <u>現場代理人の常駐義務の緩和措置について</u> http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/tetsuduki/tetsuduki/seido_dairinin.html																																										
12	8	②横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第24条に係る、 <u>第6号様式その1</u> または <u>第6号様式その2</u> を提出する必要がある場合は、財政局契約第一課へ、当該一時中止に係る監督員指示書（写）を添えて提出すること。	②横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第24条に係る、 <u>第6号様式</u> または <u>第7号様式</u> を提出する必要がある場合は、財政局契約第一課へ、当該一時中止に係る監督員指示書（写）を添えて提出すること。																																										
13	8	配置技術者に関する工事の一時中止期間中の緩和一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ケース</th> <th>一時中止期間</th> <th>本市発注の他の工事*1</th> <th>他の工事の契約時期</th> <th>当該工事現場の維持・管理の有無</th> <th>配置技術者の措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ケース1</td> <td>3か月以下</td> <td rowspan="2">全ての工事</td> <td rowspan="2">一時中止以前又は以後に契約</td> <td>無</td> <td rowspan="2">他の工事の補助として従事が可能</td> </tr> <tr> <td>3か月を超える場合</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ケース2</td> <td rowspan="2">3か月を超える場合</td> <td rowspan="2"><u>技術者の専任を要しない工事</u></td> <td rowspan="2">一時中止以後に契約</td> <td>無</td> <td rowspan="2">専任を要しない他の工事の主任技術者との兼任が可能</td> </tr> <tr> <td>有</td> </tr> </tbody> </table>	ケース	一時中止期間	本市発注の他の工事*1	他の工事の契約時期	当該工事現場の維持・管理の有無	配置技術者の措置の内容	ケース1	3か月以下	全ての工事	一時中止以前又は以後に契約	無	他の工事の補助として従事が可能	3か月を超える場合	有	ケース2	3か月を超える場合	<u>技術者の専任を要しない工事</u>	一時中止以後に契約	無	専任を要しない他の工事の主任技術者との兼任が可能	有	配置技術者に関する工事の一時中止期間中の緩和一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ケース</th> <th>一時中止期間</th> <th>本市発注の他の工事*1</th> <th>他の工事の契約時期</th> <th>当該工事現場の維持・管理の有無</th> <th>配置技術者の措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ケース1</td> <td>3か月以下</td> <td rowspan="2">全ての工事</td> <td rowspan="2">一時中止以前又は以後に契約</td> <td>無</td> <td rowspan="2">他の工事の補助として従事が可能</td> </tr> <tr> <td>3か月を超える場合</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ケース2</td> <td rowspan="2">3か月を超える場合</td> <td rowspan="2">予定価格が4,000万円未満（建築一式）</td> <td rowspan="2">一時中止以後に契約</td> <td>無</td> <td rowspan="2">専任を要しない他の工事の主任技術者との兼任が可能</td> </tr> <tr> <td>有</td> </tr> </tbody> </table>	ケース	一時中止期間	本市発注の他の工事*1	他の工事の契約時期	当該工事現場の維持・管理の有無	配置技術者の措置の内容	ケース1	3か月以下	全ての工事	一時中止以前又は以後に契約	無	他の工事の補助として従事が可能	3か月を超える場合	有	ケース2	3か月を超える場合	予定価格が4,000万円未満（建築一式）	一時中止以後に契約	無	専任を要しない他の工事の主任技術者との兼任が可能	有
ケース	一時中止期間	本市発注の他の工事*1	他の工事の契約時期	当該工事現場の維持・管理の有無	配置技術者の措置の内容																																								
ケース1	3か月以下	全ての工事	一時中止以前又は以後に契約	無	他の工事の補助として従事が可能																																								
	3か月を超える場合			有																																									
ケース2	3か月を超える場合	<u>技術者の専任を要しない工事</u>	一時中止以後に契約	無	専任を要しない他の工事の主任技術者との兼任が可能																																								
				有																																									
ケース	一時中止期間	本市発注の他の工事*1	他の工事の契約時期	当該工事現場の維持・管理の有無	配置技術者の措置の内容																																								
ケース1	3か月以下	全ての工事	一時中止以前又は以後に契約	無	他の工事の補助として従事が可能																																								
	3か月を超える場合			有																																									
ケース2	3か月を超える場合	予定価格が4,000万円未満（建築一式）	一時中止以後に契約	無	専任を要しない他の工事の主任技術者との兼任が可能																																								
				有																																									

ケース 3	3 か月を 超える場合	技術者の専任を要する工事 (工期が一時中止期間内)	一時中止 以後に契約	無	一時中止工事に従事しない場合は、専任を要する他の工事の主任・監理技術者 ^{※2} に変更し、再開時に同一人が再び従事することが可能
ケース 4	3 か月を 超える場合	技術者の専任を要する工事 (工期が一時中止期間を超過)	一時中止 以後に契約	無	一時中止工事に従事しない場合は、専任を要する他の工事の主任・監理技術者 ^{※2} に変更し、再開時に別の技術者に変更が可能

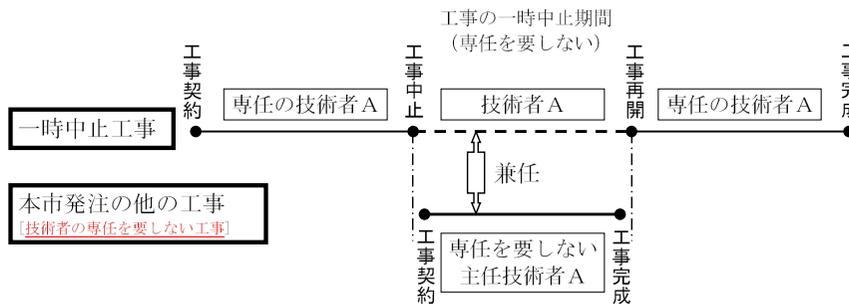
※1 工事現場への出勤体制について制限を設けている工事、緊急性のある工事を除く。
 ※2 専任特例1号、専任特例2号及び営業所技術者等の専任義務緩和により技術者を配置させている場合は、表の「専任を要する工事」の欄をご覧ください。

		工事は8,000万円未満)の工事			
ケース 3	3 か月を 超える場合	予定価格が4,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上)の工事 (工期が一時中止期間内)	一時中止 以後に契約	無	一時中止工事に従事しない場合は、専任を要する他の工事の主任・監理技術者 ^{※2} に変更し、再開時に同一人が再び従事することが可能
ケース 4	3 か月を 超える場合	予定価格が4,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上)の工事 (工期が一時中止期間を超過)	一時中止 以後に契約	無	一時中止工事に従事しない場合は、専任を要する他の工事の主任・監理技術者 ^{※2} に変更し、再開時に別の技術者に変更が可能

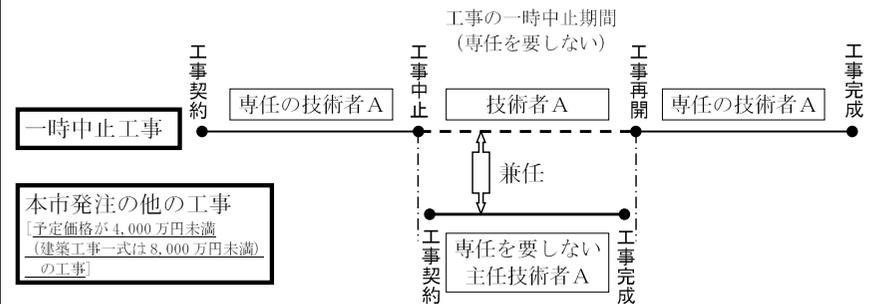
※1 工事現場への出勤体制について制限を設けている工事、緊急性のある工事を除く。
 ※2 下請総額4,500万円未満(建築一式工事は7,000万円未満)の工事は主任技術者、下請総額4,500万円以上(建築一子工事は7,000万円以上)の工事は監理技術者

14 8
(図)

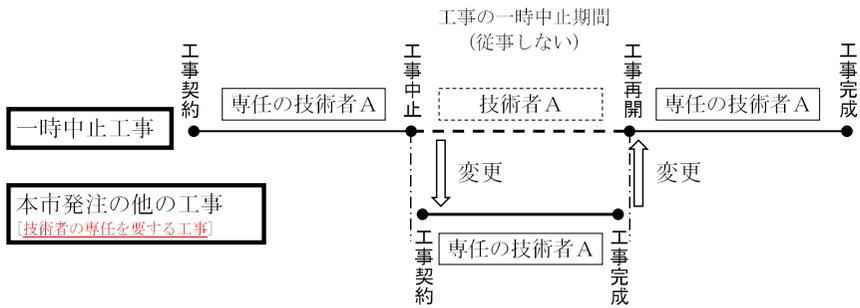
【ケース 2】



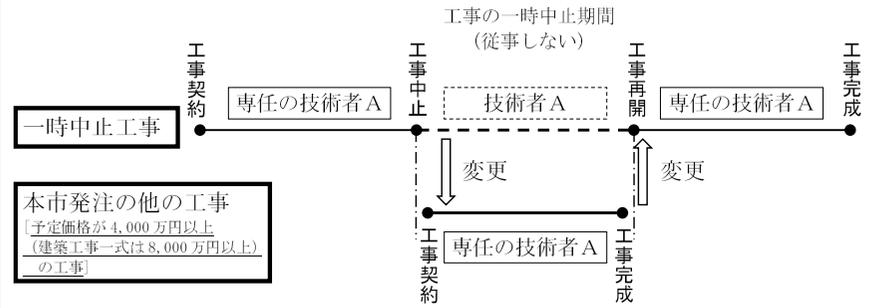
【ケース 2】



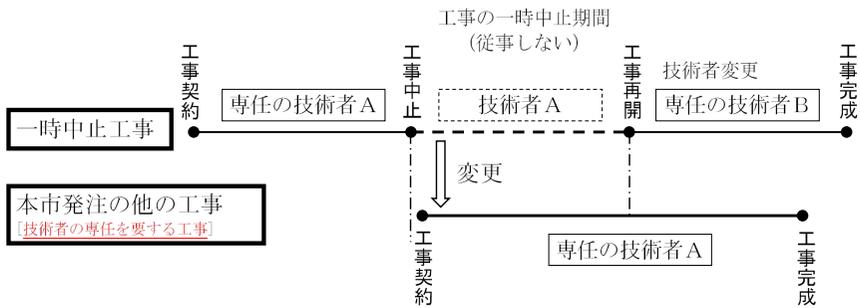
【ケース 3】



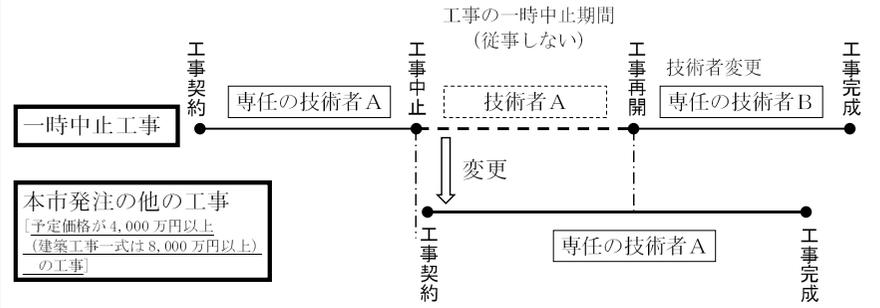
【ケース 3】



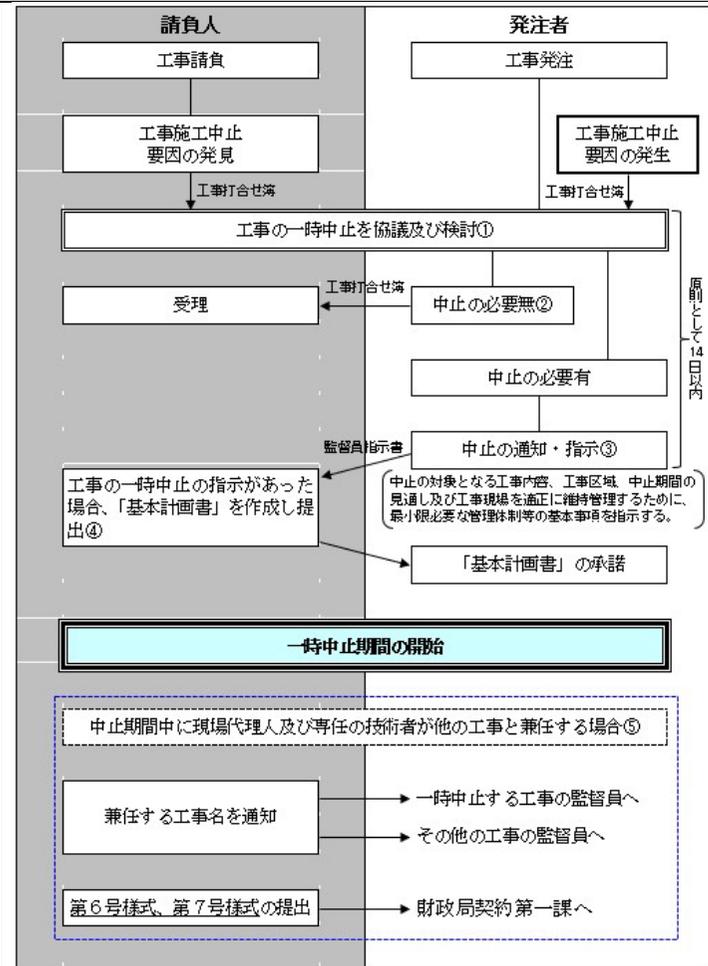
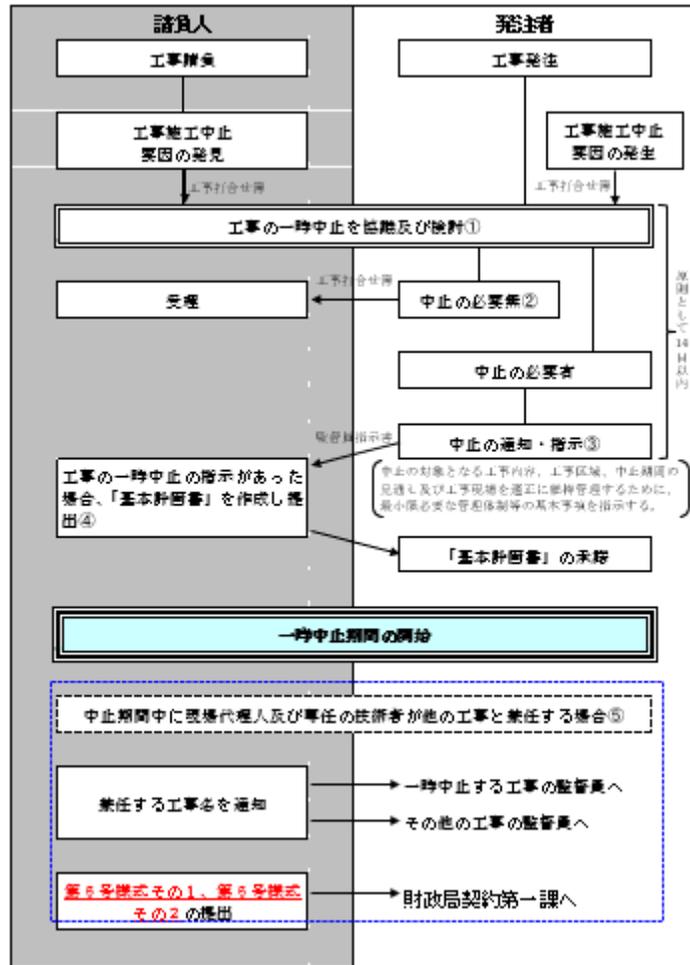
【ケース 4】



【ケース 4】



15 9 (図)



18	10	<p>①工事の施工中止要因について、発注者と請負人により「工事の一時中止」について協議及び検討（工事現場を適正に維持管理するための検討を含む）します。なお一時中止期間が工事請負契約約款第45条（2）<u>第47条1項2号</u>に該当する場合、請負人に契約の解除権が発生しますので、そのことも踏まえ検討します。</p>	<p>①工事の施工中止要因について、発注者と請負人により「工事の一時中止」について協議及び検討（工事現場を適正に維持管理するための検討を含む）します。なお一時中止期間が工事請負契約約款第45条（2）に該当する場合、請負人に契約の解除権が発生しますので、そのことも踏まえ検討します。</p>
		<p>⑤中止期間中に現場代理人及び専任の技術者が他の工事と兼任する場合は、次のとおり届出が必要です。</p> <p>ア 兼任する工事名を一時中止工事及び他の工事それぞれの監督員へ、現場代理人等選定通知書により通知してください。</p> <p>イ 横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第24条に係る、<u>第6号様式その1</u>または<u>第6号様式その2</u>を提出する必要がある場合は、財政局契約第一課へ、この監督員指示書（写）を添えて提出してください。</p>	<p>⑤中止期間中に現場代理人及び専任の技術者が他の工事と兼任する場合は、次のとおり届出が必要です。</p> <p>ア 兼任する工事名を一時中止工事及び他の工事それぞれの監督員へ、現場代理人等選定通知書により通知してください。</p> <p>イ 横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第24条に係る、<u>第6号様式</u>または<u>第7号様式</u>を提出する必要がある場合は、財政局契約第一課へ、この監督員指示書（写）を添えて提出してください。</p>

第3号様式（第4条）

第 号
年 月 日

監督員指示書

請負人
現場代理人 _____ 様総括監督員
所 属
氏 名 _____ .

工 事 名 _____

標記工事について、次のとおり指示します。

標記工事について、「工事の一時中止」を、契約約款第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定により通知します。

1 一時中止とする理由

2 一時中止の内容

(1) 一時中止する工種

(2) 一時中止する工事範囲

(3) 一時中止期間【例】 〇年〇月〇日～ 〇年〇月〇日（見直し）

(4) 管理体制等の基本的事項
維持・管理について、詳細を記載

(5) 計画書の提出について

一時中止期間中の維持管理や、一時中止に伴う増加費用及び算定根拠等に関する計画書を提出し、承諾を得ること。

3 その他

現場代理人及び専任の技術者が他の工事と兼任する場合

(1) 兼任する工事名を一時中止工事及び他の工事それぞれの監督員へ、現場代理人等選定通知書により通知してください。

(2) 横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第 24 条に係る、第 6 号様式その 1 又は第 6 号様式その 2 を提出する必要がある場合は、財政局契約第一課へ、この監督員指示書（写）を添えて提出してください。

協議の結果、実際に工事が中止
となる日とします。

主任監督員 担当監督員

受領印

(備考) 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

第3号様式（第4条）

第 号
平成 年 月 日

監督員指示書

請負人
現場代理人 _____ 様総括監督員
所 属
氏 名 _____ .

工 事 名 _____

標記工事について、次のとおり指示します。

標記工事について、「工事の一時中止」を、契約約款第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定により通知します。

1 一時中止とする理由

2 一時中止の内容

(1) 一時中止する工種

(2) 一時中止する工事範囲

(3) 一時中止期間【例】 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日（見直し）

(4) 管理体制等の基本的事項
維持・管理について、詳細を記載

(5) 計画書の提出について

一時中止期間中の維持管理や、一時中止に伴う増加費用及び算定根拠等に関する計画書を提出し、承諾を得ること。

3 その他

現場代理人及び専任の技術者が他の工事と兼任する場合

(1) 兼任する工事名を一時中止工事及び他の工事それぞれの監督員へ、現場代理人等選定通知書により通知してください。

(2) 横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第 24 条に係る、第 6 号様式または第 7 号様式を提出する必要がある場合は、財政局契約第一課へ、この監督員指示書（写）を添えて提出してください。

協議の結果、実際に工事が中止
となる日とします。

主任監督員 担当監督員

受領印

(備考) 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

第3号様式（第4条）

第 号
年 月 日

監督員指示書

請負人
現場代理人 _____ 様総括監督員
所 属
氏 名 _____

工 事 名 _____

標記工事について、次のとおり指示します。

年 月 日付で「工事の一時中止」を通知した、標記工事を 年 月 日より再開
するよう通知します。

主任監督員	担当監督員

受領印

（備考）署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

第3号様式（第4条）

第 号
平成 年 月 日

監督員指示書

請負人
現場代理人 _____ 様総括監督員
所 属
氏 名 _____

工 事 名 _____

標記工事について、次のとおり指示します。

平成 年 月 日付で「工事の一時中止」を通知した、標記工事を平成 年 月 日より再開
するよう通知します。

主任監督員	担当監督員

受領印

（備考）署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

21	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>工事の一時中止に係るガイドライン</p> <p>平成 21 年 4 月策定</p> <p>平成 22 年 4 月改定</p> <p>平成 25 年 4 月改定</p> <p>平成 29 年 4 月改訂</p> <p>令和 5 年 1 月改訂</p> <p style="color: red;">令和 7 年 3 月改訂</p> <p>財政局 <u>公共事業調整課</u></p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>工事の一時中止に係るガイドライン</p> <p>平成 21 年 4 月策定</p> <p>平成 22 年 4 月改定</p> <p>平成 25 年 4 月改定</p> <p>平成 29 年 4 月改訂</p> <p>令和 5 年 1 月改訂</p> <p>財政局 <u>公共施設・事業調整課</u></p> </div>
----	---	--

「工事一時中止に係るガイドラインに関する書類の作成例」の改訂箇所（新旧比較表）

頁	章	新（令和 7 年 3 月）	旧（令和 5 年 1 月）
4	2	<u>（注）土木工事で中止期間が 3 か月以下</u> の場合は、原則として算定式により費用を算出しますので、この請求書のみを提出してください。	<u>（注）土木工事で中止期間が 3 ヶ月未滿</u> の場合は、原則として算定式により費用を算出しますので、この請求書のみを提出してください。